

新型コロナウイルスの感染防止対策、それに伴う事業者や個人の減収対策にかかわる制度で、これまで出されているものをご紹介します。

※4月6日現在のものです。裏面もご覧ください。

新型コロナウイルス相談(市)

新型コロナウイルスの感染に関する問題の相談を受け付けます。

■相談センター(24時間受付)

☎093-522-8745

聴覚障害のある方はFAX093-522-8775

新型コロナ全般に関する相談(国)

感染、雇用・労働、事業、休校措置に伴う問題など、幅広く相談を受け付けています。

■電話相談窓口

☎0120-565653

(平日・土日祝日含む9:00～21:00)

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、1カ月の売上高が5%以上低下した事業者が休業等を行う場合、労働者の給与の6割以上の休業手当を出した場合に、中小企業にはその4/5、大企業には2/3の金額を助成します。解雇をしない場合は、これを9/10、4/5に引き上げます。雇用保険未加入者にも適用できます。

■ワンストップ相談窓口(平日受付9:00～17:00)

小倉☎093-551-3619

戸畑☎093-873-1433

家計急変世帯への就学援助

新型コロナ感染症の影響で、失業や売り上げの激減などで、家計が急変して経済的に困窮している場合に、ご相談ください。

■子どもさんの通学している各小・中学校又は、教育委員会学事課修学係

☎093-582-2378

休校によって仕事を休んだ補償

休校による子どもの世話のために仕事を休んだ場合、労働者は8330円、個人事業主やフリーランスは4100円を上限に助成します。

■相談コールセンター

☎0120-60-3999

(土日休日含む9:00～21:00)

公共料金の支払い猶予と減免

新型コロナの影響で、休業したり、失業等により著しく収入が減少し、生活が困難になった場合などに、次の公共料金の支払いを猶予・減免できます。

①市税(猶予)東部市税事務所☎093-582-3375

西部 ☎093-642-1469

②県税(猶予)東県税事務所☎093-592-3506

西 ☎093-662-9317

③国税(猶予)門司税務署☎093-321-5831

小倉 ☎093-583-1331

八幡 ☎093-671-6531

若松 ☎093-761-2536

④国民健康保険料(猶予・減免)

■各区役所国保年金課へ

⑤介護保険料(猶予・減免)

■各区役所保健福祉課へ

⑥市営住宅家賃——猶予は状況に応じ決定。減免は家賃の1/4から3/4まで。解雇により社員寮を退去した場合は、住宅の提供もあります。

■各区役所市営住宅・公社住宅相談センターへ

④～⑥に関する各区役所の代表電話

門司区役所 ☎093-331-1881

小倉北 ☎093-582-3311

小倉南 ☎093-951-4111

若松 ☎093-761-5321

八幡東 ☎093-671-0801

八幡西 ☎093-642-1441

戸畑 ☎093-871-1501

⑦水道料金・下水道使用料——猶予

■上下水道料金センター(収納担当)

☎093-582-3610

(平日8:30～17:15)

■その他の問題は北九州コールセンターへ

☎093-582-4894

(平日土日8:30～20:00)

⑧NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話の猶予

■各事業者にもまず電話で相談してください

◆感染防止対策と医療提供体制の
抜本的強化を

◆感染拡大防止のための自粛要請
は補償と一体に

日本共産党

FOR ONE MILLION SMILES

市議会ニュース

100万人の笑顔のために

2020年
4-5月号外

発行 日本共産党北九州市会議員団 北九州市小倉北区城内1-1 TEL(093)582-2646・FAX(093)582-4113

雇用に関する相談

新型コロナの影響による業績悪化等を理由に解雇されたり、その不安がある場合に相談できます。

■労働基準監督署

北九州東 ☎ 093-561-0881

北九州西 ☎ 093-622-6550

(平日 8:30 ~ 17:15)

危機関連保証無担保・無利子融資

中小企業が新型コロナの影響で売り上げが前年同月比で15%以上低下した場合に、限度額8千万円、期間10年以内で融資を行います。

■ワンストップ相談窓口 (平日 9:00 ~ 17:00)

小倉 ☎ 093-551-3619

戸畑 ☎ 093-873-1433

生活困窮者自立支援事業

新型コロナの影響による、離職や収入の減少等により生活が困窮している方は、「生活困窮者支援事業」を利用できる場合があります。

■各区役所保健福祉課の「命をつなぐネットワークコーナー」へ

☎は、表面の各区役所電話をご参照ください
(土日休日含む 8:30 ~ 17:15)

テレワーク導入費用の一部助成

感染防止を目的にテレワークを導入する中小企業に、導入関連経費の一部を上限百万円で助成します。

■相談コールセンター

☎ 0120-60-3999

(土日休日含む 9:00 ~ 21:00)

緊急小口資金・総合支援資金

緊急小口資金＝新型コロナの影響で休業し、困窮している事業者、個人に20万円以内で貸付けます。
総合支援資金＝失業した個人に2人以上世帯の場合20万円以内、単身世帯には15万円以内で貸付けます。
無利子・無保証人、事情によっては償還免除もあります。

■社会福祉協議会・生活福祉資金相談コーナー ☎ 093-882-4405 (平日 9:00 ~ 16:30)

日本共産党市会議員団の提言 (3月27日)

3月27日、各会派の提言を議会の総意として、市に申し入れました。その時の日本共産党市会議員団の提言(要約)は、下記の通りです。

- 1、市の融資は、今回新たに設けたものも含めて金利をゼロにすること。
- 2、売り上げが減少した中小企業を、可能な限り支援すること。
 - 市民税、国保料の免除や軽減を実施すること。
 - ホテル・旅館業者にかかる宿泊税は、4月1日からの導入を延期すること。
 - 市として、家賃・リース代などの事業継続に不可欠な固定経費の支払い分を助成すること。
- 3、労働者が休業、待機、解雇などで収入の道が絶たれることのないよう、万全の手立てをとること。また影響を受けた方に財政措置を講じること。
- 4、フリーランスや学生アルバイトなど雇用保険の対象外で働く人が休業させられた場合に、市として可能な限り所得補償すること。国とも連携し、税、公的保険料、公共料金の減免などを行うこと。
- 5、感染防止対策と医療提供体制を抜本的に強化すること。
 - 検査体制、保健所・感染外来・感染病床などの体制を拡充し、最良の感染防止策と医療提供体制を確立すること。
- 市民からの感染に関する相談は、条件の運用を柔軟にし、PCR検査を大きく増やすこと。
- 6、感染者が出た場合に大きな影響が考えられる市役所・区役所、医療機関、介護施設では、感染に対する厳格な防御態勢を徹底すること。
- 7、医療機関、高齢者・障がい者施設、学校・保育施設がマスクなどの衛生用品を十分に持てるよう提供体制をとること。
- 8、国保の資格証明書世帯に、短期保険証扱いすることを徹底すること。
- 9、休校に伴う問題解決のために責任を果たすこと。
 - 休校の積み残し授業を補う際に、現場の負担を増やさないう、裁量を認めて援助すること。
 - 保護者に対して、収入が減少した場合に就学援助制度が使えることを、周知徹底すること。
 - 放課後児童クラブは常勤者を配置するなど、運営体制を強化すること。
- 10、全市民に新型コロナウイルスに関する対策を周知すること——感染防止策、経済対策、休校に伴う対策などを、新聞・テレビ・ネットを可能な限り活用して、市民に周知すること。